

入門的な1年生の少人数のゼミのようなものですね。教員がいろいろなことをやっていいわけですが、そういう中で2コマぐらいいを使って、こういう体験をしてみると。そういうことによって、普段やっている勉強というのが違つて見えてくるはずだというふうな実験にする位置付けを主にしておりまして、1年生で全面的にやるというのには、ちょっとまだいまのところはやっていない。そのほうがいいかどうかというのも、私自身もまだ試行錯誤というような状況でございます。

ただし、2年生であっても、これはものすごく学生にとつてはいい刺激になるようですね。要するに、法律といふのは使わなければいけないんだということを実感するというか、実際の事例では絵に描いたようなことはならないので、その中から問題を見つけていかなければいけない。答えを言わなければならない。人の力にならなければいけない。そういうことはやっぱりすごく実感してくるという気はしております。

第2報告 国際M&Aを中心とする機関交渉 交渉のシミュレーション

早稲田大学国際M&Aセンター
M&Aと先端講座の活用



司会 どうもありがとうございました。それでは第2部の第2報告に入らせていただきたいと思います。早稲田大学の浜辺陽一郎先生から、シミュレーションを活用して行われております「国際契約交渉」の授業実験についてご報告いただきます。

浜辺 早稲田大学では、国際性豊かな法曹の養成、そして高度先端の講座ということで、「国際契約交渉」という名前の講座を開いております。早稲田大学としてそういう講座を置いているのですが、なぜそういうのを置いているか、またなぜ必要かという点ですが、私が思いますには、私が弁護士になった20年ぐらい前は、いまほど弁護士が、それほど新人から厳しい競争にさらされていなかつたのではないかと思うのですが、現代においてこうした国際的な実務に携わる弁護士というのは、かなり新規から結構な仕事をいろいろしている状況であります。

そういう中で、端的に言えば即戦力を身

につけることのできるような教育といいま

すか、技法というものが教育できればいい

のではないか、ロースクールにはそういう

たような要請もあったかと理解しています。

そういうようなことで国際契約交渉と

いう講座が3年生の前期に設置されておりまして、これはワシントン大学ロースク

ルとインターネットによるテレビ会議シス

テムを利用していたしまして契約交渉のシミュ

レーションを行っております。

したがって、シミュレーションで行われま

す。ここで取り扱っている題材は、国際

M&Aとことこのですが、具体的には

日本の上場会社をアメリカの企業が買収す

る。そういう状況における当初の交渉から

交渉の終局のところまでを全体的に学習す

るというカリキュラムです。

実はしばらく前までは日本の企業がアメ

リカの企業を買うことが多かったのですけ

れども、最近は日本の企業が安いといっ

て、日本の会社が買われるケースが多い

んですね。したがって、パターン的にも日

本の会社が外国のアメリカの会社に買われ

るという状況というのは非常に多くなって

いるので、それを題材にして授業をすると

いうわけです。

それからもう1つの背景について補足し

ますと、早稲田の側は4月から授業が始ま

りまして、実際には4月、5月、6月まで開講していましたが、一方、ワシントン大

学の側は3月から開講しまして、3月、4月、5月で終わってしまうのです。したがつて、実際に学生たちが交渉できるのは4月

と5月だけです。つまり、アメリカのほうでは、最初の1か月はワシントン大学のほうで独自に授業があつて、そして4月、5月を日本の我々の学生と交渉するという形になりますし、一方、日本の学生は、4月、5月いきなり交渉をガツンとやって、それで何だかわからなかつたところについて、日本語であれはこうだったので、といつたフォローをする授業を6月に行うといふわけですが、全体の流れはそのようになっています。

講座の名前も、実はワシントン大学と早稲田大学とは違っておりまして、日本では先ほど言いましたように、「国際契約交渉」という講座名なのですが、向こうは「国際M&Aの実務」というテーマです。つまり、向こうは母国語が英語で、その英語で交渉するだけのことですから、むしろM&Aの実務はどういうものかという意識で講座が設置されているわけです。それに対して我が国のはうでは、むしろ契約交渉というところに、つまりシミュレーションに重点を置いた講座の設置になっています。この辺は、そういう形でやるというのが、お互いにとってメリットがあるということなのですが、そういう講座名になっているということがざいます。

知識が本当はない難しい。それで、3年生の前期ということになっているのです。あるいは契約法における知識も必要です。しかし、あるいは一般的な日米の違いみたいなこともありますか、欲張りなどところがあります。現実には、そういう趣旨で3年前期に置いてあるのですが、3年生前期で講座を履修してくれる学生が非常に少ないので。実際にには2006年度には登録者1名、2007年度は2名でした。1名と2名では、とても交渉の体をなしませんので、試行プログラムと称しまして、1年生でも2年生でも誰でもいいからとにかく来てくれということになりました。それから、2007年度については、こうなつたらロースクールの学生でなくともいいということで、例えば日本弁連にも少し声をかけました。そうしたところで2007年度は1名の弁護士さんにならえていました。ちょうど留学の前なので、留学前に勉強したいというようなご希望の先生が来てくれまして、何とかそういう人たちを集め、実際には教室に5、6人の学生が座っているという状況に何とか持ち込んで、交渉クラスが成立したという次第です。

ちなみに、向こうは大体15、6人が履修しているまして、こちらのほうは実質5、6人の履修態勢ですから、そうすると、交渉の担当者が向こうは大体当番制になつていて、要するに7、8回の授業をやるのですが、それとも、大体1人の学生について1回ないしは2回の当番でいいわけですが、こつちは毎回、同じメンバーです。毎回、

同じ学生が、とにかく繩力戦でいつもあたるという形に、残念ながらならざるを得ない。それから、もちろんこれは英語で交渉かなされるということで、1番は英語の問題なのです。ちなみに、こちらは英語がうまくて喋れないけれども、とにかく無理やり交渉するのに対し、向こうは向こうで英語がなかなか通じない相手方に対してどうやればわかりやすく伝えられるか、そういう練習をさせるといった課題があるようであり、こうした形でも相互にそれなりの教育課題を見出すことは可能なのです。

教員は、こちら側が日本人1名、向こうの教員が2名なのですけれども、向こうの2名のアメリカの教員は、2人とも実務経験がって、しかもこういう類の実務者として仕事をしてもやってきた弁護士です。そのうち1人はスターバックスの社内弁護士で、やっているという先生が来ているのですけれども、そういう2人の教員がメインで授業を行なわせるために喋っていく、その過程で、私もいろいろと話に入りながら進めていくという形になります。

実はこの中身、これから見えていただきますが、非常に高度で、盛りだくさんで、それはその狙いの最終的な課題としては、価値の交渉を規定した事実設定が用意されているのですが、2年とも、そこまではたどり着けませんでした。その前のところで時間が足りなくなつて終わるということなのですが、それはそれでいいと思っていますつまり、実際には、結局のところ学生の理解度に応じた形にしか授業は進められないわけとして、その中で学生が喋つたこと

について、「ちょっと待て、それはどういふことなんだ?」といった形で質問をしながら、議論が展開するということになります。したがって、我々のほうで予定しているのですけれども、実際にやってみると、それとは全然違う話になってしまいます。が、それはそれで十分勉強になるということです。最後のところで、結局、その種明かしをして講座は終わりみたいな授業なのです。

そういう趣旨で、大抵のことはレジュメで書いてあります。それから、このレジュメの1ページに書いてあることでちょっとビデオを補足しますと、2006年度と2007年度はインターネットテレビ会議システムを使ってやったのですが、実はその前の2005年度は、ロースクールの学生を6人ほど連れて向こうに行き、実地で交渉の授業を行いました。そのときは、1週間の集中プログラムという形でやったわけです。集中プログラムですと、要するに連日やるわけですね。だから多少は交渉を行いましたが、それでも十分な予習ができません。つまり1回やつて次の翌日また3日目、4日目、5日目と連続して続いていますので、1回ごとの間のインターバルというのはあるありますから、深いことはほとんどできなかったのです。これに対して、2006年度と2007年度には、要するに1週間に1度、2時間のテレビ会議システムの授業があるわけなので、その間の1週間に非常に学生たちにとって大変なのです。

その間、この講座に参加した学生は、みんなメールアドレスを全員共有して、交渉の前にメールのやりとりで準備をするのです。

す。この点は、実務でも、もう既にそうなりますから、よい訓練になります。つまり、我々が実務でやっているのは、実際に会議するにせよ、テレビ会議システムにせよ、いきなり会議をしても非効率ですか、その前に事前のメールのやりとりをできるだけ行います。それと同じことを学生にもやらせるわけです。大体、少なくとも1回、多ければ2往復、1往復ないし2往復の文書のやりとりをします。そのようなことがあるので、実際には、結構、学生はハードとして、当然正規登録でやっている3年生が中心ではあるのですけれども、ボランティアで参加している2年生、1年生も巻き込んで、かなりの時間を割いて準備をしていました。そこで、早速、この実際のTKCのシステムでどのようになっているのかをざっと見ていただきたいと思うのですが、一応ここにいまお話ししたように、例えば今年やったもので言えば、1回から7回まで、これが共同の授業なのですね。今年の場合8、9、10、11、これは検討会で、要するに4回分は日本語で授業をやれるというわけです。1回目を例えればクリックしてみますと、最初の講座では、英語にとても自信が持てない人に、とにかく励ますような感じで、こうやってくださいと書いてあります。英語ができる人には、こうしてもらいます、などといったアドバイスをしています。具体的なシラバスについて、これは向こうの学生と共有するもので、向こうの教員が書いてくれたものと同じようなものをここに載せてています。

実際にはこのファクト・パターンというのがあつて、これがどういうような事業なのかということをお客さんが言って、どういう状況で、両当事者はどういう状況で、どういふことをお客さんが言って、どういう状況であるという前提事実についてざっと書いてあるわけですね。日本向けのものは、早稲田側の認識において、両当事者はどういう状況で、どういふことをお客さんが言って、どういう状況であるという前提事実についてざっと書いてあるわけですね。日本での実務経験があるということなので、日本のことによくご存じという方が背景としてあります。

なお、2005年、2006年、2007年、つまりこちらから6人を連れて行った2005年と、2006年、2007年の教材は、全部基本的には同じファクト・パターンでやっています。ただ、これは非常に中身が深いので、何度も使うことができないので、基本的にこれで使い回してやっているということです。例年、日本とアメリカで、少し記述が違うファクト・パターンが与えられます。つまり日本側の当事者が意識している中身はこうであつて、一方、アメリカの当事者が認識している中身はこうであつてという中身が、少し違つうわけです。

また、例えれば、1回目の授業で最初に基本合意書、覚書みたいなものを結ぶ想定なのですが、その案みたいなものは、ドラフトとして示され、これをレビューしてきて、最初は電子メールで添削したものに向こうに出して、それに対してどう対応するかを考えて、実際に交渉するというようなことなのですが、問題文は英語で与えられます。したがつて、そういう意味ではほとんど向こうの教員の方に依存しているとい

う面もありますが、予習の仕方については当方であらかじめアドバイスをしておきます。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。また、授業中の進行方法のルールとして、アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そうすると、せっかくインターネットでテレビでつながっているのに、向こうの学生が何を言つているのかわからなくて、一緒に議論する場としての意味がありませんので、そういうルールなのです。ただ、実際にはどうしても誤がわからなくなつて、何回かは日本語で説明をしなければいけないことが残念ながら少しありましたけれども、基本的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁ということです。

授業の進行について、向こうと連絡しあつたものを事前に伝えます。時々、例えるに4回分は日本語で授業をやれるというわけです。1回目を例えればクリックしてみますと、最初の講座では、英語にとても自信が持てない人に、とにかく励ますような感じで、こうやってくださいと書いてあります。英語ができる人には、こうしてもらいます、などといったアドバイスをしています。具体的なシラバスについて、これは向こうの学生と共有するもので、向こうの教員が書いてくれたものと同じようなものをここに載せてています。

実際にはこのファクト・パターンというのがあつて、これがどういうような事業なのかということをお客さんが言って、どういう状況で、どういふことをお客さんが言って、どういう状況であるという前提事実についてざつと書いてあるわけですね。日本向けのものは、早稲田側の認識において、両当事者はどういう状況で、どういふことをお客さんが言って、どういう状況であるという前提事実についてざつと書いてあるわけですね。日本での実務経験があるということなので、日本のことによくご存じという方が背景としてあります。

なお、2005年、2006年、2007年、つまりこちらから6人を連れて行った2005年と、2006年、2007年の教材は、全部基本的には同じファクト・パターンでやっています。ただ、これは非常に中身が深いので、何度も使うことができないので、基本的にこれで使い回してやっているということです。例年、日本とアメリカで、少し記述が違うファクト・パターンが与えられます。つまり日本側の当事者が意識している中身はこうであつて、一方、アメリカの当事者が認識している中身はこうであつてという中身が、少し違つうわけです。

また、例えれば、1回目の授業で最初に基

本合意書、覚書みたいなものを結ぶ想定なのですが、その案みたいなものは、ドラ

フトとして示され、これをレビューしてきて、最初は電子メールで添削したものに向

こうに出して、それに対してどう対応するかを考えて、実際に交渉するというような

ことなのですが、問題文は英語で与えられます。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

う面もありますが、予習の仕方については当方であらかじめアドバイスをしておきます。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。

また、授業中の進行方法のルールとして、

アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよ

ということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そう

ると、せっかくインターネットでテレビで

つながっているのに、向こうの学生が何を

喋つているのかわからなくて、一緒に議論

する場としての意味がありませんので、そ

ういうルールなのです。ただ、実際にはど

うしても誤がわからなくなつて、何回かは

日本語で説明をしなければいけないことが

残念ながら少しありましたけれども、基本

的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁

ということです。

授業の進行について、向こうと連絡し

あつたものを事前に伝えます。時々、例え

ばクリアントからメモが来ます。これは

クリアントの社長名義の文書で、ハマ

ベ・アンド・アソシエイツというのがこち

ら側のローフームの名前なんですけれど

も、そういう法律事務所のボスからメモが

来て、それを見て、アソシエイト弁護士と

してどう対応するかといったことを考えて

もらつという形です。こうした方法で、学

生は資料を見て、リサーチしながら、学

生が英語で教員からの課題に沿つて進めて

いきます。

時々、授業で主要論点から脱線する場合

もあり、いろいろなコミュニケーションが

あります。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

う面があります。結局、学生同士の中

ニケーションとは別に打ち合わせをしており、教員間で授業の進行で修正が必要になります。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。

また、授業中の進行方法のルールとして、

アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよ

ということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そう

ると、せっかくインターネットでテレビで

つながっているのに、向こうの学生が何を

喋つているのかわからなくて、一緒に議論

する場としての意味がありませんので、そ

ういうルールなのです。ただ、実際にはど

うしても誤がわからなくなつて、何回かは

日本語で説明をしなければいけないことが

残念ながら少しありましたけれども、基本

的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁

ということです。

授業の進行について、向こうと連絡し

あつたものを事前に伝えます。時々、例え

ばクリアントからメモが来ます。これは

クリアントの社長名義の文書で、ハマ

ベ・アンド・アソシエイツというのがこち

ら側のローフームの名前なんですけれど

も、そういう法律事務所のボスからメモが

来て、それを見て、アソシエイト弁護士と

してどう対応するかといったことを考えて

もらつという形です。こうした方法で、学

生は資料を見て、リサーチしながら、学

生が英語で教員からの課題に沿つて進めて

いきます。

時々、授業で主要論点から脱線する場合

もあり、いろいろなコミュニケーションが

あります。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

う面があります。結局、学生同士の中

ニケーションとは別に打ち合わせをしており、教員間で授業の進行で修正が必要になります。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。

また、授業中の進行方法のルールとして、

アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよ

ということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そう

ると、せっかくインターネットでテレビで

つながっているのに、向こうの学生が何を

喋つているのかわからなくて、一緒に議論

する場としての意味がありませんので、そ

ういうルールなのです。ただ、実際にはど

うしても誤がわからなくなつて、何回かは

日本語で説明をしなければいけないことが

残念ながら少しありましたけれども、基本

的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁

ということです。

授業の進行について、向こうと連絡し

あつたものを事前に伝えます。時々、例え

ばクリアントからメモが来ます。これは

クリアントの社長名義の文書で、ハマ

ベ・アンド・アソシエイツというのがこち

ら側のローフームの名前なんですけれど

も、そういう法律事務所のボスからメモが

来て、それを見て、アソシエイト弁護士と

してどう対応するかといったことを考えて

もらつという形です。こうした方法で、学

生は資料を見て、リサーチしながら、学

生が英語で教員からの課題に沿つて進めて

いきます。

時々、授業で主要論点から脱線する場合

もあり、いろいろなコミュニケーションが

あります。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

う面があります。結局、学生同士の中

ニケーションとは別に打ち合わせをしており、教員間で授業の進行で修正が必要になります。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。

また、授業中の進行方法のルールとして、

アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよ

ということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そう

ると、せっかくインターネットでテレビで

つながっているのに、向こうの学生が何を

喋つているのかわからなくて、一緒に議論

する場としての意味がありませんので、そ

ういうルールなのです。ただ、実際にはど

うしても誤がわからなくなつて、何回かは

日本語で説明をしなければいけないことが

残念ながら少しありましたけれども、基本

的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁

ということです。

授業の進行について、向こうと連絡し

あつたものを事前に伝えます。時々、例え

ばクリアントからメモが来ます。これは

クリアントの社長名義の文書で、ハマ

ベ・アンド・アソシエイツというのがこち

ら側のローフームの名前なんですけれど

も、そういう法律事務所のボスからメモが

来て、それを見て、アソシエイト弁護士と

してどう対応するかといったことを考えて

もらつという形です。こうした方法で、学

生は資料を見て、リサーチしながら、学

生が英語で教員からの課題に沿つて進めて

いきます。

時々、授業で主要論点から脱線する場合

もあり、いろいろなコミュニケーションが

あります。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

う面があります。結局、学生同士の中

ニケーションとは別に打ち合わせをしており、教員間で授業の進行で修正が必要になります。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。

また、授業中の進行方法のルールとして、

アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよ

ということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そう

ると、せっかくインターネットでテレビで

つながっているのに、向こうの学生が何を

喋つているのかわからなくて、一緒に議論

する場としての意味がありませんので、そ

ういうルールなのです。ただ、実際にはど

うしても誤がわからなくなつて、何回かは

日本語で説明をしなければいけないことが

残念ながら少しありましたけれども、基本

的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁

ということです。

授業の進行について、向こうと連絡し

あつたものを事前に伝えます。時々、例え

ばクリアントからメモが来ます。これは

クリアントの社長名義の文書で、ハマ

ベ・アンド・アソシエイツというのがこち

ら側のローフームの名前なんですけれど

も、そういう法律事務所のボスからメモが

来て、それを見て、アソシエイト弁護士と

してどう対応するかといったことを考えて

もらつという形です。こうした方法で、学

生は資料を見て、リサーチしながら、学

生が英語で教員からの課題に沿つて進めて

いきます。

時々、授業で主要論点から脱線する場合

もあり、いろいろなコミュニケーションが

あります。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

う面があります。結局、学生同士の中

ニケーションとは別に打ち合わせをしており、教員間で授業の進行で修正が必要になります。メールアドレスなども全員シェアして、記載されているわけですね。

また、授業中の進行方法のルールとして、

アメリカのロースクールどつながれいるときには、とにかく日本語はだめだよ

ということになっています。全部英語でやりましょというような形でやります。そう

ると、せっかくインターネットでテレビで

つながっているのに、向こうの学生が何を

喋つているのかわからなくて、一緒に議論

する場としての意味がありませんので、そ

ういうルールなのです。ただ、実際にはど

うしても誤がわからなくなつて、何回かは

日本語で説明をしなければいけないことが

残念ながら少しありましたけれども、基本

的なルールとしては英語のみ、日本語厳禁

ということです。

授業の進行について、向こうと連絡し

あつたものを事前に伝えます。時々、例え

ばクリアントからメモが来ます。これは

クリアントの社長名義の文書で、ハマ

ベ・アンド・アソシエイツというのがこち

ら側のローフームの名前なんですけれど

も、そういう法律事務所のボスからメモが

来て、それを見て、アソシエイト弁護士と

してどう対応するかといったことを考えて

もらつという形です。こうした方法で、学

生は資料を見て、リサーチしながら、学

生が英語で教員からの課題に沿つて進めて

いきます。

時々、授業で主要論点から脱線する場合

もあり、いろいろなコミュニケーションが

あります。したがつて、そういう意味ではほと

んど向こうの教員の方に依存しているとい

で、実はこれはこうなんだよみたいなことを3年生の学生が2年生や1年生に教えながら、英語は1年、2年の学生にサポートしてもらいながら、何とか全体としてぶつかっていくということなのです。そういう意味では、非常に学生間の結束というのは、非常に同志みたいな形になるというのは、いのではないかと思うのですが、そうした実態がございます。

教科書、参考書は、基本的には向こうの教員がつくってくれた素材をベースにするのですが、それに関連する日本の裁判例であるとか、参考資料は適宜、日本側の教員である私が紹介しています。例えば、国際M&Aの場合は、もちろん会社法が基本的には重要なポイントなのですけれども、それに加えて、例えば個人情報保護法がどうだとか、労働法がどうだとか、その辺の諸法についても適宜触れて助言して進めるというようなこともあります。

成績評価は1人ないし2人ですので、基本的にそれはそれだけの努力をしてくれたというだけいい成績がつくというのは当たり前なのですから、そうした扱いとなっていました。特に、試験は行わず、受講要件は、1年目は実は高い理想が書いてあってのすれども、そうするともう誰も履修しないということがあって、できるだけハードルを低くするような形になっています。

そこで、まとめですが、メリットを整理してみますと、結局、題材が題材だけに、実務でこうした模範的な題材を中心的に扱えるチャンスがそんなにあるわけではありません。実務に入つてからでさえ、非常に断片的にしか関与できないといふこともあ

るのに、最初から最後まで、しかも中心的な役割を果たすことが体験できるプログラムというのは、学生にとっても非常に有意義です。また、教員が3人もいて、非常に賛同な内容です。やろうと思えば深くできるし、また浅くしかやれないとしても、それはそれなりに勉強になるというところがあります。しかも、英語での交換、ネイティブのロースクールの学生相手に、好きなように実験が自由にできる面があります。失敗してもいいのだから思いきりやってみることができるのです。

ただ、いくら思いきりやってみろと言わ
れても、なかなか言葉が出てこないという
学生がいままで多かったので、結構、英語
ができたはずの学生もなかなかうまく言い
たいことが言えない。あるいはどう進めて
いいのかわからないということから、結構、
難しいわけです。その辺のところは、こ
ういったシミュレーション授業ならではの
醍醐味もあるのですけれども、そういうた
めにはそれだけの努力をしてくれたとい
うだけいい成績がつくというのは当たり

前なのですけれども、そうした扱いとな
っていました。特に、試験は行わず、受講要
件は、1年目は実は高い理想が書いてあ
ってのすれども、そうするともう誰も履
修しないということがあって、できるだけ
ハードルを低くするような形になつていま
す。

そこで、まとめですが、メリットを整理
してみますと、結局、題材が題材だけに、
実務でこうした模範的な題材を中心的に扱
えるチャンスがそんなにあるわけではあり
ません。実務に入つてからでさえ、非常に
断片的にしか関与できないといふこともあ

るのに、最初から最後まで、しかも中心的
な役割を果たすことが体験できるプログラ
ムというのは、学生にとっても非常に有意
義です。また、教員が3人もいて、非常に
かっこいいのだという前提でやって
います。でも、そんなに大きく外れるこ
とはないのです。大体の枠がありますし、
実務的に用いられている一定の基本的なひ
な型が教材のベースにあるからです。問題
は、基本的なひな型を具体的にどう使うか
です。結局、日本側ヒアメリカ側で、典型
的に対立するのはいくつかポイントがある
あります。しかも、英語での交換、ネイティ
ブのロースクールの学生相手に、好きなよ
うに実験が自由にできる面があります。失
敗してもいいのだから思いきりやってみ
ることができるのです。

ただ、いくら思いきりやってみろと言わ
れても、なかなか言葉が出てこないという
学生がいままで多かったので、結構、英語
ができたはずの学生もなかなかうまく言い
たいことが言えない。あるいはどう進めて
いいのかわからないということから、結構、
難しいわけです。その辺のところは、こ
ういったシミュレーション授業ならではの
醍醐味もあるのですけれども、そういうた
めにはそれだけの努力をしてくれたとい
うだけいい成績がつくというのは当たり

前なのですけれども、そうした扱いとな
っていました。特に、試験は行わず、受講要
件は、1年目は実は高い理想が書いてあ
ってのすれども、そうするともう誰も履
修しないということがあって、できるだけ
ハードルを低くするような形になつていま
す。

したがって、このシミュレーションは、
外部のクライアントと違って緊張感に欠け
てきました。特に、試験は行わず、受講要
件は、1年目は実は高い理想が書いてあ
ってのすれども、そうするともう誰も履
修しないということがあって、できるだけ
ハードルを低くするような形になつていま
す。

そこで、まとめですが、メリットを整理
してみますと、結局、題材が題材だけに、
実務でこうした模範的な題材を中心的に扱
えるチャンスがそんなにあるわけではありません。
また、向こうの教員も非常にフランクな
人たちで、自由に質問、議論ができる、わ
からなければそこで何度でも聞けるとい

ういう課題があるのですけれども、
こここのところで実は本来、1回の授業で済
むところ、大体2回、2006年も2007年
もそのところで1回余分に費やして行
ったという経緯がありました。

いずれにしても、そうした基本的な実務
的な実験がある程度理解してもらわなければ
意味がないし、向こうの教員との協議の中
で、やはりこの部分はそれなりに議論する
価値があるという判断のもとに、そういう
修正をしたということがございました。

それから、実際の題材 자체が非常に今日

なので、そんなに大きく関係ないところを
議論するということではなくて、大きく外れ
ずに行っているということです。

3番目のメリットとして、少人数である
ために、非常に密度が濃い。少し濃すぎる
かもしれないというぐらい濃い内容ではな
いかと思います。この講座を履修していた
だきますと、大体M&Aというのはどんな
ものなのかということが体験でき、多分、
法、国際私法などの実社会における活用方
法、実務上の問題点を、実際の生の英語の

入つていけるという態勢になるのではないか
と思います。つまり、最初の覚書から、
あるいはどこで情報開示をするのか
とか、どういう論点があるのかとか、ある
いはデュー・リジエンスの問題などか、
ディスクロージャー・スケジュールがどう
だといった素材を扱います。

この講座の中で1番、学生が引つかかっ
て時間がかかるのは、デュー・リジエン
スというもので、それがピンと来ないわ
けです。デュー・リジエンスというの
一体どんなもので、それを具体的にまとめ
るメモandumとか、あるいはディスクロ
ージャー・スケジュールという書面をま

を進行させますので、結局、学習レベルに応じた授業が自然と行われます。もし、学生がものすごく高度で高いところから議論すれば、当然のことながら、そのところ交渉になれば、それはそれで、そのところは基本的にコンセプトの確認みたいなどころで、一体それはどういう意味なのかといふところで議論ができる。それはそれで、意味があるわけですね。そこで意外と日米間の違いみたいなことが浮き彫りになつたりすることもあるわけです。

こうした日米間の交渉の違い、法律の違い、法文化みたいなものを、その違いを通じて交渉の体験ができますが、これも非常に大きいメリットであるわけですね。

ただ、もう1つ補足しますと、実は向こうの生徒はみんながアングロサクソンじやないので。アングロサクソンの方は留学2割ぐらいで、あとの半分以上は実は留学生でした。特に、中国系だと東南アジア系の留学生が目立ち、そういう生徒が結構多く受講しているのです。このため、かなりくせのある英語なのです。そういう意味では、時々、韓国はどうなのかとか、ドイツはどうなのかとか、そういう話も出てきて、非常に国際色豊かでした。だから、ワシントン大学では「国際M&A」という講座名で、向こうのほうから見ると、たまたま日本というものを題材にして授業を行っているのだけれども、実際のところはどうであるかといったことをいろいろ試みることができます。その辺も非常におもしろいわけですね。そういう意味で非常に国際的な色彩が強いということがあるので

問題点ですが、1番の問題は、学生が集まりにくい点です。これが最も頭を傷めているところでございます。これは次の2番と絡んでいるのですが、負担が非常に重いと考えられています。確かに、本当に重いのですが、これは学生が少なくなるほど少なければなくなるほど、負担が重くなるんですね。本当は学生が増えるほど負担が軽くなるから、何とか多くの人に集まらって1人の負担を軽くするような方向に思っているのですが、その辺がどれだけ学生に伝わっているのかが問題です。とにかく学生に言っているのは、この講座は非常に有意義な、いい講座なので、これを取ると、非常に得ですよ、良いことづくしなのですよと伝はしています。負担が少しつらいということを除けば、もう良いことづくしなので、その辺を一生懸命言っているのですけれども、その辺が今後どう受け入れてもらえるのかというのが1つの課題です。

それから3番目に、今まで見ていると、語学と法律知識の両方が備っているといふ人が今まで残念ながら取ってくれていないのです。つまり英語はできるけれども、法的分析力がないという学生であるか、逆に英語ができるけれども、法的分析力ができないという、大体どちらかの学生なのです。傾向について言うと、2006年度はどちらかというと、法的分析力が少し弱かったのです。英語の対話能力はまあまああります。しかし、法的分析能力が弱いために、それなりの授業にはなったんですね。それはそれでそれなりのちゃんとした国際契約交渉ができました。

これに対して、2年目の今年は、私の国際取引実務の基礎を取った学生が2人おりましたから、教材に対する論点は一応理解しているわけです。論点はわかつておらずどこを議論しなければいけないかはわかつている。それは1年目と比べるとかなりいい線まで行っているのですが、残念ながら英語による対話能力が、2006年度よりも少し低い面がありました。その結果、定石通りの交渉をしてくれるわけですが、少し議論が外れてしまうと、かなり議論がギクシャクしてしまうくなり、結局、教員が入ってまとめていくという形にならざるを得ない面がありました。

いずれにしても、本当は両方の技能がある程度備えられるような学生が来てもらいたいようにしたいところであるのですが、これは学生にも努力してもらわなければいけないし、我々も努力していく必要があるのかなと思います。

それから4番目に、実務のイメージがつかみにくい場合、前提知識、経験が不足していると、授業前の学習に多くの時間を必要になります。つまり、ディスクロージャー・スケジュールとは何かとか、デュー・リジェンスの実態について、何度も何度もメールのやりとりをして理解させないと、前に進まないわけです。そうしたところは残念ながら手間がかかります。ただ、ロースクールの場合、特に実務経験のある人たちもいるのです。そういう人たちがいると、非常にその辺がうまくいくという面はあります。ただ、そういう実務経験がある人も、もう一度体系的に法的な論点、あるいはそれを法律のプロとしてどのようによつていくのかということを学ぶなどを

めに、本当はもっとそういう学生に取つてほしいのですが、残念ながらそういう人たちは司法試験のほうに目が行つていいのか、「もう俺はいいよ」みたいな考え方で取つてくれないことが、残念ながら、あるようです。

そんなわけで、いろいろと苦労もあるのです。体験した学生には、その後、その感想を書かせました。最終的にはテストはしないのですけれども、感想文を書かせるというのをやついていまして、それをもつてレポート代わりにしています。つまり、あなたはこの講座で何を学んだか書いてもらいます。場合によっては何かで発表することもあるかもしれませんからということで書かせているのですけれども、いずれもみんな非常に満足した、非常に苦しかったけれども、非常に勉強になってよかつたという声です。これがまたさらに会社法の、最近会社法の新司法試験などでも、ちょうどM&Aというのはいま最も重要な領域なので、ある意味ではそういう重要領域についてじっくりと深く多角的に勉強できるという意味でも意義があるということが、取つた学生にはわかつてもらつておりまして、あと、向こうの教員とこちらの教員との協議でも、授業の評価としては何とかうまくいけてよかつたと、お互い勉強になつてよかつたという評価です。ワシントン大学のほうも評価してくれまして、これからも統けていきたいというようなことでお話ししているので、ホッとしています。

いざれにしましても、これは本当に学生あってのことなので、その辺がこれから期待されるところです。ちょっと長くなりましたが、これぐらいで終わりにします。

どうもありがとうございました。

司会 浜辺先生、どうもありがとうございました。

河村寛治先生からコメントをいただきま

す。

河村 いま、ご紹介いただきました河村でございます。明治学院大学法科大学院の河村寛治先生からコメントをいただきまどなく納得したのですが、実は私は教員になる前は総合商社で国際的な契約交渉の場面を何度も経験していたという関係と、法科大学院のほうで国際取引法と国際私法を担当しております、そういう意味で共通点が2つあるということだったのかなと思います。

お話を伺っていまして、こういうシミュレーション的なものが会社に入ったときにあれば、いきなり交渉の現場に放り出されてしまうことも済んだのではないかといふことをつくづく感じながら聞いておりました。今回のシンポジウムは、シミュレー

ションを中心にして、理論と実務の架橋という教育を考えるということだと思うのですが、今までシミュレーション、あるいはクリニック、エクスターんも含め、また、先ほど亀井先生のお話にありましたローヤリングなども含めまして、どちらかといふと、個人を相手とした依頼者との関係が中心だったかと思うのですけれども、この浜辺先生による国際契約交渉のシミュレーションはどちらかといふと、企業間の最先端の取引業務における法的問題点の整理と、それをいかにとりまとめていくか、あるいは契約書というところに落とし込むという作業が中心となるということで注目す

べきケースだらうと思います。この過程でわかるのは、やはりいま法曹教育の中では知識だけでなく、創造的な能力を育成するというようなことが非常に重要視されていると思うのですけれども、そういうことを目標とした、いろんな面でメリットがあるといいますか、多分受けた学生さんは、将来弁護士になられたときにすごい役に立つたかというのではなくかなと思います。

そこで、実は日本の題材を使ってお持ちしていることで、少し安心はしたのですけれども、実はこれが例えばアメリカの企業買収の事例になりますと、日本の法律だけではなくて、アメリカのいろいろな法律の知識が必要になりますので、それをどうやって教え込んでいくかということを

ただいているというその内容は、どちらか

といふと新しい問題に対して、いかに専門家として、法曹としてそれに立ち向かっていかかという戦略的な部分を考えていかな

ければいけない、という点にあると思いました。今回のシンポジウムは、シミュレー

ションを中心にして、理論と実務の架橋と

いう教育を考えるということだと思うのですが、今までシミュレーション、あるいはクリニック、エクスターんも含め、また、先ほど亀井先生のお話にありましたローヤ

リングなども含めまして、どちらかといふと、個人を相手とした依頼者との関係が中

心だったかと思うのですけれども、この浜

辺先生による国際契約交渉のシミュレー

ションはどちらかといふと、企業間の最先端の取引業務における法的問題点の整理と、それをいかにとりまとめていくか、あるいは契約書というところに落とし込むという作業が中心となるということで注目す

ですけれども、浜辺先生の試みは、そういう観点では新しい法曹養成の非常に重要な部分を担当なさっており、非常に役に立つというようなことではないかと思いま

た。

それから、実は日本の題材を使ってお持ちしていることで、少し安心はしたのですけれども、実際に、このような英文契約

商事法の知識の確認を英文契約書という題材を使いながらやっているということに

なってしまい、何か当初考えた目的と違う

なと思いながら今まで相当してきておりま

した。確かに迷う部分もあるのですけれど

も、ただ、実際には、このような英文契約

を利用することによって、法的な知識が

やはり実務の中でどういうふうに生かされ

ているかということが認識できるといふこ

とを、学生さんは後でそういうことをアン

ケートなどでコメントしてくれていますの

で、少しは役に立っているのかなという感

じはしております。

そういう意味で、浜辺先生の授業では、

英語を使うという非常に冒険的な試みをさ

せねばいけないという困難さを克服

したことと、もう一つは、やはりシトル

との間で実際にやりとりをしているとい

う意味で、この国際契約交渉の事例は、

シミュレーションとしても非常に適した問

題ではないかと思いますし、実は、法的知

識を利用したりリスク管理を考えるといふ

こと、あるいはリスク管理のためにいかに法

的知識がうまく役に立つかということを実

感させることは、法曹実務家養成教育とし

ては非常に重要なことだとずっと考えてお

きました。私自身は、このような視点をも

ち、いろいろ形で授業などでリスク管理を

やられますが、そういう意味では、実

ですけれども、浜辺先生の試みは、そういう観点では新しい法曹養成の非常に重要な部分を担当なさっており、非常に役に立つというようなことではないかと思いま

た。

それから、実は日本の題材を使ってお持ちしていることで、少し安心はしたのですけれども、実際に、このような英文契約書という題材を使いながらやっているということに

なってしまい、何か当初考えた目的と違う

なと思いながら今まで相当してきておりま

した。確かに迷う部分もあるのですけれど

も、ただ、実際には、このような英文契約

商事法の知識の確認を英文契約書という題

材を使いながらやっているといふことによ

りますと、ほとんど睡眠不足で、思考能

力がない状態で交渉するというようなことを

やられますが、そういう意味では、実

務家養成としては、実践的な契約交渉力の育成のいい訓練になるということを感じてしましました。いろんな形でシミュレーションをやりますけれども、シミュレーションで一番重要なのは、距離感をある程度置いておかなければいけないということを感じております。相手方当事者との間で一定の距離感がないと本当の交渉を経験できないということになるかと思います。私どもの大学でも、学生同士、模擬で調停とかやりましても、朝から晩までずっと一緒にいる仲間とやりとりをすることになりますので、そうすると何となく交渉の途中でコメントをござりかしてしまったり、相互にわかっているだらうというようなことになってしまったりすることになりがちですので、そういう意味で距離感というのは非常に重要なことかなというふうに思います。距離感をなくすのは、知っているものの同志ではなかなかシミュレーションやるというのは難しいのですけれども、浜辺先生の読みは、それを現実的な距離感と同時に、法制度を異なる米国との間で実施するということから、そういう意味でも、非常に成功しているのではないかなどということを感じました。

それともちん先ほどちょっと言わされましたけれども、緊張感なり臨場感というのも、やはり英語を利用することを介在して確保できているのではないかという感じがいたしました。

それと、知識の確保という点においてなんですかね、シミュレーションの目的について先ほどちょっとコメントされましたが、やはり実務的な問題をいかに解決するか、いかに問題を整理して解決するかということが重要であり、やはりこういう題材を使って、現実に新聞記事になっているような問題を含めて、臨場感を持っているか、あるいは当事者間の法律をあてはめるか、あるいはは当事者間の法的ルールを如何に作成するかということをまとめ、教材としていまつくりておりますが、何らかの形で教材を公表したいという実の世界とは異なるということかもしれません、浜辺先生の読みは、現実の世界にあくまでもシミュレーションであり、現実の世界とは異なるということかもしませんが、浜辺先生の読みは、現実の世界にできるかぎり近づけたという意味で、このような科目がどんどん増えていくことが、多分実務と理論の関係をより強めるということにつながってくるのではないかと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、私は国内のほうの契約文書作成などを授業でやっていますけれども、割とシミュレーション的なことをやっているのではなくかと考えております。事例を与えて、最後は契約書というところに行き着くのですけれども、実は事例から契約書へ至るという過程を苦労して経験することが非常に重要ではないかと考えております。いま弁護士の方々もいざ契約書をつくるといふことになると、世の中にある契約書を利用されているのではないかと想像しておりますが、契約書例が非常に多く市販されて、いま便利な環境になっていると思います。私が会社に入った頃は、あまりいろんな契約書事例がなくて、1から、契約書案をまとつくるというところからスタートしておきましたので、その意味では、契約書の条項のもつ意味、法的リスクを含めたりリスクをどのように回避しているかよく理解できたけれども、やはり実務的な問題をいかに解決するか、いかに問題を整理して解決するかということが重要であり、やはりこう

から契約書に行き着くまでのリスクの整理とリスク分析をすること、それにいかに法律をあてはめるか、あるいは当事者間の法的ルールを如何に作成するかということをまとめ、教材としていまつくりておりますが、何らかの形で教材を公表したいという実の世界からお話をいただきたいと思ふふうに思っております。そういう意味で、それが英語の世界で実行されるのか、日本語の世界になるのか違いますかと思ふふうに思っておりません。そういう意味で、このままでもシミュレーションで確認した上で、実際できるかぎり近づけたという意味で、この多分実務と理論の関係をより強めるということにつながってくるのではないかと思われます。いま法科大学院の教育、臨床法学教育というものはまさに手探りでやっています。いま法科大学院の教育、臨床法学教育というものはまだ受けさせたいのだけれども、新司法試験のプレッシャーからなかなか学生が3年次には受けてくれないから、科目を2年次におろすということがなされています。もう少しカリキュラムの構造化の観点から、医学教育から学ぶというようなことがされるべきだと思っております。そういった法科教育から見た医学教育、そこから何を学ぶべきかということが第1の柱です。

第2の柱は、逆に、医学教育は法医学教育とも、時間が押しておりますので、パネル・ディスカッションのところで、必ず浜辺先生と河村先生のお話についての質問、ご意見をいただきますので、ここで10分間の休憩を取り、その後にパネル・ディスカッションに入りたいと思います。

◆ パネル・ディスカッション
「専門職教育とシミュレーション」
司会 それではパネル・ディスカッションを始めたいと思います。このディスカッションでは、4つの柱を考えております。
1つは、法医学教育から見て医学教育のシミュレーションのいろいろな手法というものが、どのぐらい役に立つか。特に医学教育におけるシミュレーションというのは、カリキュラムの構造化という意味で、法医学は大変学ぶべきことがあるのではないかなと思っております。例えば、医学教育では、基本的な知識あるいは技能を修得しているかを共用試験で確認した上で、実際の臨床実習に入っていくということがなっています。いま法科大学院の教育、臨床法学教育というものはまさに手探りでやっています。いま法科大学院の教育、臨床法学教育というものはまだ受けさせたいのだけれども、新司法試験のプレッシャーからなかなか学生が3年次には受けてくれないから、科目を2年次におろすということがなされています。もう少しカリキュラムの構造化の観点から、医学教育から学ぶというようなことがされるべきだと思っております。そういった法科教育から見た医学教育、そこから何を学ぶべきかということが第1の柱です。

からお話をいただきたいと思いません。臨床教育については、格段に医学の分野が進んでいるわけですが、法医学の分野が進んでいるわけですが、法医学の分野が進んでいます。なぜか医学教育に、シミュレーションということで提供があるのかということです。実際は、むしろ法医学が学ぶべきことばかりなのかなと思いますけれども、医学教育の観点から見た法医学教育というのが2つ目の柱であります。

そして3つ目の柱は、シミュレーションだからできるという独自の利点について指摘があつたと思います。その点について開西学院大学のほうから若干補足のビジュアルなもの提示があるので、シ

ミュレーショングだからできるという事柄についてお話をいただきたいと思います。

そして4つ目の柱は、先程、時間の都合で割愛いたしました浜辺先生と河村先生の国際契約交渉科目でのシミュレーションについて、フロアからのご質問ござ意見の機会を持ちたいと思います。浜辺先生から若干問題提起をしていただき、そして皆さんからの質問をいたたこうと考えております。

それでは、最初に菅原先生のほうからお願ひいたします。

菅原 それでは、ちょっと重たい課題をいただいたのですけれども、いただいた課題について私のほうから、少し感想を申し上げます。先ほど宮下先生のお話を伺っていて、いま宮川先生がご指摘なさった点は、非常に私自身も感じたところであります。シミュレーション教育が医学部教育の流れの中にしっかりと組み込まれているということ、それからなぜそのようになったのか、そのシミュレーション教育発生の必然性といった認識がしっかりとあるというところにはまだないところなのではな

いからと思います。
シミュレーションは今日の議論の中でもいろいろ出てきましたように、位置付け如何によっているいろいろな目的のためにいろいろなことができるもので、教育方法論としては非常に価値の高いものですし、それをやるためにには結構労力を要するものでもあるということは多分間違いないことなのだと思います。それどのように教育の中に最も効率よく埋め込んでいくのかといふのが、医学部から学ぶべきところだろうな」と思っています。

ただ、見ていますと非常に実践的で、本当に現場のお医者さんをつくるために、そういう意味で組み込まれたという感じがあるわけなのですが、我々の試みの中にはシミュレーション 자체にもう少し模索的なのがあって、いろいろな利用可能性が残されているように思います。シミュレーションの対象としてのいまの業務はこれでいいのかとか、あるいはシミュレーションをどうやったら新しい領域に対応できるのかと

いう点がまだ未知の部分があるように思います。逆に言えばまだ決まった枠組みに組み込まれないような、型にまつていない、それ故に価値があるような形でのシミュレーションというのもあります。それをうまくいところを伸ばしていくというのは必要なところなのかなどというふうにも思いました。

我々のプロジェクトとの関係で言えば、私たちのプロジェクトの目標しているところは、こういう実務技能教育のミニマム・スタンダードをつくるということで、そ

ういう意味では医学部のこのパターンが非常に参考になるというふうに思っています。

ただ、ちょっと余計なことを1つだけ付け加えますと、私たちのところを

Simulated Clientというのをやっています。その関係で、この医学部の教育について強させていたいたようなこともあつたのですが、それがども、いまのこの法医学教育の中では最低限の部分のコンセンサスすら、どうも川上先生の話じやないですけれども、ないような気がしています。そのいわば

いうのは、これは各大学の個性に合わせてより積み重ねていっていただければと思うのですが、それでも、いまのこの法医学教育の中では非常に価値の高いものですし、それをやるためにには結構労力を要するものでもある

ということは多分間違いないことなのだと思います。それどのように教育の中に最も効率よく埋め込んでいくのかといふのが、医学部から学ぶべきところだろうな」と思っています。

しかし、それと同時に、こういうカリキュラムの中に最低限の要求として組み込まれるもの以上のシミュレーション、今日も国際交渉のようなものもありましたけれども、これはみんながやらなくてはいけない

というものではなくて、もっと発展的、展開的にやっているものなのだろうと思うの

ですけれども、そういったものは我々独自の視点でまたいっぱい開拓していくのか

などというふうにも思った次第です。

司金 どうもありがとうございました。

私のほうから、それに関連して1つ質問させていただいて、そして宮下先生にお答えをいただきたいなと思いました。

菅原 どうもありがとうございましたように、カリ

ュラムの段階化、あるいは構造化といっ

たがシミュレーション教育の中で重要な

と思われるのですけれども、同時に型には

ある様々な問題があるわけです。宮下先

生には、3年ほど前に早稲田で行いました

シンポジウム「臨床法医学教育と臨床医学教

育の比較」でも、ご報告いただいたのです

が、そのときにはまだ共用試験というものが

始まる直前というところでした。その後の

共用試験の成果と、それから今日初めてお

け付け加えますと、私たちのところを

伺いしたアドバンス・オスキーというもの

についてお伺いしたいと思います。医師の

国家試験の中身を知らないのですが、医学

部で行われるアドバンス・オスキーは、診

療技能についての国家試験の代わりになっ

ているような位置付けと考えてもよろしい

のでしょうか。シミュレーションに伴うカ

リキュラムの段階化、構造化ということに

ついてお話ししただければと思います。

宮下 この共用試験というのが本施行

になったのは、平成17年だったと思います。

それ以前にいろいろ試行の試験として

5年ぐらい行われてきたわけなのですけれども、ですから、それに備えていろいろな

学生のトレーニングというのをそれにあわ

要求を満たすものとして組み立てたときにはどうなるのかなどいうふうに思ったところがあるのですから、最低限のものと展開的なものと両駆みができるように、やっぱり我々のほうもしていかなければいけないのかなと思いました。

菅原 どうもありがとうございました。

国家試験の中身を知らないのですが、医学

部で行われるアドバンス・オスキーは、診

療技能についての国家試験の代わりになっ

ているような位置付けと考えてもよろしい

のでしょうか。シミュレーションに伴うカ

リキュラムの段階化、構造化ということに

ついてお話ししただければと思います。

宮下 この共用試験というのが本施行

になったのは、平成17年だったと思います。

それ以前にいろいろ試行の試験として

5年ぐらい行われてきたわけなのですけれども、ですから、それに備えていろいろな

学生のトレーニングというのをそれにあわ

せてやったという面もありますけれども、これは各大学に成績のフィードバックがあるんですね。ですから、うちはちょっと成績悪いとか、そういうのが出ますので、そういう大学間の格差にも結び付くかもしれませんけれども、いざれにしても社会の要求というのがありますとして、医学教育ではちょっと官庁が主導で行われたような面があります。何の評価も受けずにペーパーテストだけで進級してきた人間に、直接患者さんをみせることはいかがなものかなといつところから起つたのが発端ですね。

それ以外にもう1つの面として、やはりシミュレーション教育、あるいは実習教育ですね。実技教育というものがなおりにされてきたという面もありまして、その反省も含めて、我々もそれにちょうど乗つたという経験があります。

ですから、動機はともかく、結果としてはいい方向に向かっていると思われます。ですから、この共用試験というのは今後も続していくものだと思います。それから、共用試験の内容をお話ししますと、基礎知識と実技に対する試験ですね。実技というの中には、技能とコミュニケーション能力があります。これは倫理の側面も含まれています。共用試験の中の基礎知識については、ペーパーテストではないで

中の実習教育に入ってゆく、そういうのが仕組みであります。

それからもう1つ、卒業時のアドバンス・オスキーということですけれども、これは本来であれば国家試験で本当に技能というのをやらないといけないと思うんですね。それなしにライセンスを出すというのは、やっぱりちょっと難しいかと思うのですけれども、事実、昔の試験制度ではそういう技能も確かにあったのですけれども、昔はその後にインターナンというのがありました。いまはもうすぐ現場にて研修医でやられていると思います。でも、その規模というのはいろいろですね。比較的に日本医科大学は大規模にやっているとは思うのですけれども、漸次広がってきていると思います。

司会 フロアのほうからも、医学教育から学ぶべき、法学教育における実務教育という視点で、ご意見、ご質問があれば。

それがまだ実習教育、実技教育というものが十分普及しておりませんので、卒業時に実技試験を課すのは方法論でも難しいのではないかと議論されています。いまはまだそういう段階的なところにあるという

ことです。しかし将来的には、国家試験と

それがまだお話しになっていらっしゃいましたが、いまお話を聞いていたしまして共用試験ヒオスキーとの関係をちょっともう1回ご説明いただきたいというが1点。それから、臨床実習を行うときに、先ほど宮川先生もご指摘されました、必要な不可欠な知識・技能・態度が備わっていることが求められるという場合の必要な知識・技能・態度というものが何であって、それが教育のカリキュラムの中での医学生部の中のコア・カリキュラムというものが、あると思うのですが、そのコア・カリキュラムとの関係はどうなっているのかといふことを少し教えていただければと思います。以上2点です。

宮下 ありがとうございます。まずオスキーと共用試験の関係で伺うけれども、共用試験の中にオスキー Objective Structured Clinical Examination という客観的臨床能

か。全国的に実施されているものなのでしょうか。

宮下 いえ、いくつかの大手で行われていると思いますけれども、全くこれは共用試験とは別個のもので、独自のカリキュラムで行われるもので、現在かなり行わ

れておりまして、全国80大学中20を超えてやられていると思います。でも、その規模というのはいろいろですね。比較的に日本医科大学は大規模にやっているとは思うのですけれども、漸次広がってきていると思います。

司会 フロアのほうからも、医学教育から学ぶべき、法学教育における実務教育という視点で、ご意見、ご質問があれば。

それがまだお話しになっていらっしゃいましたが、いまお話を聞いていたしまして共用試験ヒオスキーとの関係をちょっともう1回ご説明いただきたいというが1点。それから、臨床実習を行うときに、先ほど宮川先生もご指摘されました、必要な不可欠な知識・技能・態度が備わっている

ことが求められるという場合の必要な知識・技能・態度といふものが何であって、それが教育のカリキュラムの中での医

学生部の中のコア・カリキュラムというものが、あると思うのですが、そのコア・カリキュラムとの関係はどうなっているのかといふことを少し教えていただければと思います。以上2点です。

宮下 ありがとうございます。まずオスキーと共用試験の関係で伺うけれども、共用試験の中にオスキー Objective Structured Clinical Examination という客観的臨床能

か。全国的に実施されているものなのでうものがあります。これら2つから成るものが共用試験ということです。これが大体第4学年の終わり頃に行われているわけですね。実施時期は12月から大体2月ぐらいまでにかけて、大部分の大学でそれが行われます。

それからもう1点、いろんな要求項目があるかと思うのですけれども、コア・カリキュラム、これもあります。それが年々いろいろ改編されていまして、現実に良い方向に向かっていると思いますけれども、これはあくまでもエッセンシャル・ミニマムであります。それに各大学での独自のものを加えたものが、実際の教育カリキュラムになっているわけです。

これは本当にかなり細羅的なもので、普通に勉強していればまず問題ないレベルのものです。これを試験でどのように評価するかなんですが、試験の評価項目も非常に微細に決められています。例えば礼儀とかそういうものですね。問診のときには患者さんを呼び込むときに、例えばこんなことしなくてはいけないとか、非常に細かい小笠原流のような感じのものですね。それが評価項目には全部ありますし、その中である程度得点を取れないといけない。ほんとんど満点に近いものを一応要求はされているわけです。この試験に一応通れば、そう大きな問題はないとだろうと思いますね。

それから、試験では評価できない人間性というようなものもあります。これにもやはりチェックの網があります。これでSPの人に評価してもらっています。成績は日本医科大でやっておられるものですね。だから倫理という3つの柱について、全

中での実習教育に入ってゆく、そういうのが仕組みであります。

それからもう1つ、卒業時のアドバンス・オスキーということですけれども、これは本来であれば国家試験で本当に技能というのをやらないといけないと思うんですね。それなしにライセンスを出すというのは、やっぱりちょっと難しいかと思うのですけれども、事実、昔の試験制度ではそういう技能も確かにあったのですけれども、昔はその後にインターナンというのがありました。いまはもうすぐ現場にて研修医でやられていると思います。でも、その規模というのはいろいろですね。比較的に日本医科大学は大規模にやっているとは思うのですけれども、漸次広がってきていると思います。

司会 フロアのほうからも、医学教育から学ぶべき、法学教育における実務教育という視点で、ご意見、ご質問があれば。

それがまだお話しになっていらっしゃいましたが、いまお話を聞いていたしまして共用試験ヒオスキーとの関係をちょっともう1回ご説明いただきたいというが1点。それから、臨床実習を行うときに、先ほど宮川先生もご指摘されました、必要な不可欠な知識・技能・態度が備わっている

ことが求められるという場合の必要な知識・技能・態度といふものが何であって、それが教育のカリキュラムの中での医学生部の中のコア・カリキュラムというものが、あると思うのですが、そのコア・カリキュラムとの関係はどうなっているのかといふことを少し教えていただければと思

います。以上2点です。

宮下 ありがとうございます。まずオスキーと共用試験の関係で伺うけれども、共用試験の中にオスキー Objective Structured Clinical Examination という客観的臨床能

か。全国的に実施されているものなのでうものがあります。これら2つから成る

ちょっと私は違和感があるとか、そういうのを段階付けて行います。それから、評価者も現在その大学内部だけではなくて、外部評価者というものを必ず受け入れることにあります。ですから、その外部評価者と学内評価者によるいろいろな目で見て、さらに、プラスしてSPの第六感といふものも含めて評価しますから、かなりの部分で、あまり人前に出してはいけない学生というのはチェックされていると思います。

司会 どうもありがとうございました。宮下先生ばかりで申し訳ないのですが、今日のこのシンポジウムでの報告を聞かれで、医学教育のサイドから法学教育でのシミュレーションとか臨床教育から、何かしら学ぶような、あるいは示唆を受けるようなことはございますでしょうか。

宮下 そうですね。まず、いろんなカリキュラムというものが、共用試験の中のコア・カリキュラムというものが全国レベルのものがありますけれども、法学教育における名古屋大学のPSIMのネットワークのようものは、医学教育では見られませんね。シミュレーションのデータベースをいぢんなところで多くの大学が参加されるわけですね。こういったものは、まだ医学教育の方ではないものかなと思いますね。ちょっと、その理由を考えてみたのですけれども、とにかくいまなるべく自分の努力を減らそうという方向でありますから、当然こういうのがあれば渠っかかると思うんですね。それを言い出す人間がまづいないかもしません。また、それに割ける時間がないというのもあるのかもしれませんね。ただ、誰かが言い出すとかな

り普及できるのではないかという気がしますして、これは参考になると思います。

それから、シミュレーション教育といふのはいつ行うのかという話がありまして、法科大学院の場合は3年間というものは決まっているのでしょうかね。2年ないしは3年だということだと思いますけれども、そうすると自然に最終学年になるのかなどいう気持ちでいるのですけれども、我々がやっているのは、共用試験に対するといふ、それだけではなくて、それ以外に行って第1学年から先ほど申し上げましたアーリー・イクスピーラーということで、とにかく体験させてみて、そこから問題意識を自分なりに見つけ出して、その後の學習に役立てることがあります。少しその辺で冒険をなさってもいいのかなどいふ気がします。あとは、専門の教員というのがなかなか医学のほうではないというのが、法学のほうを見てちょっとやましいなと思います。これもますます環境が悪くなってしまって、大学病院はどうしても教育と研究、そして診療という役割を持つています。特に診療というものはものすごい負担が多くなっています。

私自身のことを言いますと、週のうちの3日間診療にかかりっきりということがありますね。もちろん、他の診療科でもいろいろなところで事情は違うと思うのですけれども、とにかくいまなるべく自分の努力を減らさなければ私の専門が癌治療ということもあり、それはがん治療を重視するとの政治的なことでも、それから実際の場にあったときに、どういうことができるのかという、そういうことが1つの能力だと思いましたので、例えばチェック項目というのを考えてみると、そういうようなことで、とりあえず法律相談のところでのチェック項目を、例えば先

用できるのではないかと思います。

司会 ありがとうございます。龜井先生、それに関連して。

龜井 テストということについては、私たちとても問題関心がありまして、その辺についてコメントさせていただきたいと思うのですが、私のところでもやはり医学教育からいろいろ勉強しようと思つて、実際にオスキーだったか、アドバンス・オスキーだったか、両方行ったかもしれません、が、テストの場に臨席させてもらつたりして、何をやっているのかを見たりしたのですね。医療面接の中では、やはりいま先生が言われたような礼儀とか、そういう形式的なこともありますし、どんなことを聞き出せたかというようなチェック項目も結構あるということですね。

それから、医療面接以外の技能的な試験の中では、私が印象に残っているのは例えば心音を聴いてみて、それでどういう病気が考えられるかを幾つか挙げてみると、うような試験、それで正しく鑑別診断のための基本的な技能を試すとか、そんなのがあつたのですね。

私たちも、せっかくSCの人を使ってシミュレーションをやるので、これをテストにして、いざねは国家試験に取り入れるようことができないかと。要するにペーパー試験で論述でできるだけでも、私の専門が癌治療ということもあり、それはがん治療を重視するとの政治的なこともありまして、診療が前にも増し、時間がもう少しあります。その点は法医学のほうではそういうことはまずないでしょうか。

司会 法学と医学の関連性についてフロアのほうから、あとお1人、あるいは2人お願いしたいと思いますが、ご質問、ございませんでしょか。

甲斐 私の先ほどのコメントの中で少し足りなかつた分も含めて補足と質問をさせます。宮下先生のお話をお聞き

日の授業のときは10項目ほど立ててみて、例えば依頼者の話をよく聞いていたかどうか、要するにわかりやすく説明をしていただかうか。それから、依頼者がどういふことを行動すればいいのかが、この相談を通じて明らかになったかどか。そういういろいろ項目を立てて、イエスかノーかだけだとちょっとやりにくいので、段階評価をするというふうな、それでSCの人にそれを書いてもらう。それから見ている教員もチェックして見る。それでSCの人の評価と教員の評価がどれぐらい違うのかどうかとか、そういうことを手始めにやってみたのですが、まだサンプル数が少ないのですけども、ちゃんと言えないのですけれども、かなりの項目では割と両方の評価が一致する。幾つかの項目ではやっぱり違うなと。SCの人はこう受け止めるのだけれども、教員は違うふうに取るのだなというふうなことがあったりしまして、そういうふうにしてチェックする項目をいろいろ試してみて、それで標準化されるようなものとか、これ

がミニマムな法曹としての役割、必要な資質じゃないかというようなことをテストをして、最低限そういうことがクリアできなくて、本当の臨床実務にいけないというようなこともちょっとと考えている。そういう点では、医学教育で行われているのは非常に参考になると思います。

司会 法学と医学の関連性についてフロアのほうから、あとお1人、あるいは2人お願いしたいと思いますが、ご質問、ございませんでしょか。

甲斐 私の先ほどのコメントの中で少し足りなかつた分も含めて補足と質問をさせます。宮下先生のお話をお聞き

して関心を持ったのは、最初は人形を使つたりして、たんだんこれが擬態患者になり、そして実際の患者という段階が踏めるという点でして、これが医学教育の強みでしょうし、それ踏まないと、また人材育成ができると思うわけです。

聴診というようなことです。確かに聴診器のあて方というのは難しいのですけれども、音を聴いて病的なものを知るということは、これはシミュレーションのみでできることです。その後の実際の病棟でのそういうものは省略できる。時間の節約になります。そういうことがあります。シミュレーションで済んでしまうものが、必ずあるのかどうかということですね。

ですね。ストーン代は、
からはこれが絶対的な
いる。しかし、教員に
けるということになります。
こういうふうに作
を開けますと、こ
している、ワイヤーの
内容証明です、遅くは
学生がこの中にい
こっちの事務所もさ
んかは、交渉の方法
いうふうにしてこ
うなことを、事務所
いうことですね。

法律事務所は、ハーブルのぞけないようになっていないでいう議論をします。授業のときだけではなくて、それ以外も含めて取り組むということで、学生同士が教えあうこともありますし、こういう中に例えば上級生のチューターとかをグループに入れれば、そういう人がアドバイスすることもできますし、いくらでもやりようがあります。だから、学内が1つのそういう社会というか、共同体というか、そういう中で事件を取り組んでいくということが体験できるし、その中で教えあう、学びあう、自分でやってみて教訓を得るというか、そういうふうなことがありますので、非常にいい

職のとき、10年間模倣裁判をずっとやった、全部録画を撮ってあります。終わった後、学生は大変充実感を覚えて、問題意識を持っています。モチベーションも高まつたという体験があります。ロースクールでも学生に聞いてみると、同じことを言われますのが、医学ですヒロールプレイというふうなことを言わされましたけれども、ロースクール教育でも医学教育に匹敵するそういうシミュレーションというのが、開発余地があるかどうか、ご意見を伺いたいと思います。

宮下 段階を踏んでという話がありました。ある面ではその段階が必要であって、特に患者さんにとって侵襲性の強い行為には、これは必要だと思います。それからシミュレーションというのは、独自の教育的意義というのがあると思うんですね。シミュレーションさえ行ていれば、患者さんに対する実習はほとんど必要ないものもあります。シミュレーションだけでマスターできるものもあります。これは例えば

いかどうかというところですね。そういう
上下の学年にわたっての相互の実技学習と
いうものが可能かどうかというのが、模索
されてもいいのではないかという気がしま
す。

司会 どうもありがとうございました。
パネルディスカッションの3つ目のシミュ
レーションだからできるということについて
て、畠井先生のほうからお願ひします。

畠井 その関連で、少し先ほどパソコンコン
上のツールのことでのかりにくかったと思
いますが、いま実際のバーチャル・ロー
ファーム・システムと我々が呼んでいるイ
ンターネット上のものも、ちょっとお見せ
したいと思います。コミュニケーションだから
らできるということをいえれば、まさにいま
宮下先生も言われた、教えあうというよ
うなことは、やっぱりできるわけですね。
ちょっとスクリーンを見ていただきます。

先ほど教員は何でも全部見られると言っ
ていましたね。これはストーン法律事務所と
トペーブル法律事務所のそれぞれのページ

これは事務所間で、内容説明を送つて、それぐらいですね。員とSCの連絡ペーパーの質問というのが、たちが、学生がこられるのですけれど、いうようなことが、ようないことなので、ライアンントの連絡の邊が法律事務所表示をしたり、そうちをするのですね。ちょっと時間をすが、こんなイメージって、それかのもありますね。本を請求します。付しますのでご確認がやっているところもあるというこ要するに、いまの

て読んでくださいとか、それ以外にこういう教員ページがあります。教員へありますね。依頼者の人なんかことを言つてきています。ここに載つているという先生どうしましようかとここに載つているということです。ここは、事務所ピクページということで、これからこの依頼者宛に指導コミュニケーションを取つて申し訳なかったでございでいろいろな部屋を、役所への申請という法務局に例えれば登記簿謄本交換くださいと。これは教員が書いていますね。こんなことですね。こんなイメージでおわかりにならぬと思います。

先ほど中村先生からのコメントで、ぜひ全面的な、多岐にわたるということを言われていましたが、こういうことを事件の進行をやりながらやっていきますと、学生にとって単に平面的な法律の知識を当てはめるということではなくて、時々具体的な議論をしなくてはいけないのいく中で何の議論をしなくてはいけないのかが体験できるということかなと思ってます。

1つの論点として、こういう授業は一体何をメインにするのかと。つまり、法律的な知識とか分析というのは、の中の一部にすぎないわけですね。必ずしも法律の分析の優れている人が、こういう共同した取り組みの中で活躍するとは限らないわけですね。社会経験のある人のほうが、こういう文書でやりとりするには慣っていますし、文章1つ書かせて、ちゃんと社会人としての書き方をわきまえたことを書いたりできるわけですね。そういう能力に長けているということは、得をする面もある

りますように、学生同士はああでもないこちでもないという議論をします。授業のときだけではなくて、それ以外も含めて取り組むということで、学生同士が教えることもありますし、こういう中に例えれば上級生のチューターとかをグループに入れれば、そういう人がアドバイスすることもできますし、いくらでもやりようがあります。だから、学内が1つのそういう社会というか、共同体というか、そういう中で事件を取り組んでいくことが体験できるし、その中で教えあう、学びあう、自分でやってみて教訓を得るというか、そういうふうなことがありますので、非常にいいなと思います。

先ほど中村先生からのコメントで、ぜひ全面的な、多岐にわたるということを言わっていましたが、こういうことを事件の進行をやりながらやっていきますと、学生にとって単に平面的な法律の知識を当てはめるということではなくて、時々刻々動いていく中で何の議論をしなくてはいけないのかが体験できるということかなと思っています。

1つの論点として、こういう授業は一体何をメインにするのかと。つまり、法律的な知識とか分析というのは、この中の一部にすぎないわけですね。必ずしも法律の分析の優れている人が、こういう共同した取り組みの中で活躍するとは限らないわけですね。社会経験のある人のほうが、こういう文書でやりとりするのには慣れていましたし、文章1つ書かせてもら、ちゃんと社会人としての書き方をわきまえたことを書いたりできるわけですよ。そういう能力に長けているということは、得をする面もある

のですが、法律的な力のある、ないと私は必ずしも同じでない。この授業というのは、こんなに手間をかけて何をするのかということがあります。必ずしも法的な分析力を増す率的にやるには、もっと問題をたくさんやらせたほうがいいかもしないですけれども、それではやっぱり法曹として総合的な力にはならないのだろうと。手間をかけでも、どういうふうに話をするのか、どういうふうに文章を送るのかも含めた能力というものをつけて、教員もシステムをのぞいてみますと、テストとかやらなくとも、学生がどれぐらいの人は弁護士として通じるかというのがわかるのですね。成績評価もこういうのがあれば結構、日常評価というものができると思います。そういういろんな面でシミュレーションというものは使えるというようなことは感じております。

司会 どうもありがとうございました。
それでは、シミュレーション教育だからできることについては、まさに国際契約交渉を担当しておられる浜辺先生がおっしゃったことありますので、浜辺先生からご報告へ発するというような呼びかけというような感じのお話ををお願いします。

浜辺 先ほどの話の補足をまざしたいと思います。まず、ちょっと時差の関係なのですが、日本のはうは朝の9時から11時の2時間で、それがちょうど向こうの夕方の5時から7時なのです。ですから、ちょうどいい時間がこれまでして、その2時間を使ってやっていたということです。

ことですが、必ずしも法的な分析力を増す率的にやるには、もっと問題をたくさんやる必要があります。だからこそ、こんなに手間をかける必要はないのかもしれないですね。効率的にやるには、もっと問題をたくさんやらせたほうがいいかもしないですけれども、それでも、それではやっぱり法曹として総合的な力にはならないのだろうと。手間をかけでも、どういうふうに話をするのか、どういうふうに文章を送るのかも含めた能力というものをつけて、教員もシステムをのぞいてみますと、テストとかやらなくとも、学生がどれぐらいの人は弁護士として通じるかというのがわかるわけです。成績評価もこういうのがあれば結構、日常評価というものができると思います。そういういろんな面でシミュレーションというものは使えるというようなことは感じております。

本來であれば、もう少しビデオを分析して、ここはこうしたらいとか、せっかく撮っているので、それをもう少し先ほどの他の先生がご紹介されたような、やつている様子にコメントをつけて議論するのも本当はできたらいいのでしょうかけれども、ほんのわずかですが、そんなようなことをやつたりもいたしました。

以上が補足ですが、それに加えて何か問題提起をいうことです、あえて言えば、こうしたことじやないかと思うんですね。つまり、ロースクールに求められている役割というものはいろいろあるのですけれども、その中の1つに、専門家の高度化した

ニーズにも対応できるような人材を育成するということが当てはまると思います。

私の担当する「国際契約交渉」では、何も本当に高度専門的な内容を授業でやらせるのではなくて、むしろそういう場面において必要な基本的な議論をやっているといえます。つまり、国際M&Aなど

司会 どうもありがとうございました。

浜辺 先のほうから浜辺先生、それから河村

先生のコメントも含めてご意見、ご質問がありまし

たとおりです。

参加者 今日のテーマの法学と医学における共通の課題や相違点について、ずっと聞きながら考えておりました。最初に出た質問が宮下先生に対する質問で、シミュレーションを部分的に使うのか、総合的に使うのかということは、いまの浜辺先生の話と重なるんですけれども、あるいは河村先生のコメントとも関連します。シミュレーション教育は、浜辺先生の言われる方

が、その道の人たちにとっては当たり前といったような、そういうレベルの学習であるわけです。

この講座がもし例えれば必修科目、せめて選択必修ぐらいにして、もうちょっと厳しく評議論をしましたということがあったの

で、1回は、去年この部分が実はこうい

う議論をしましたというのを見せたなどと

いうこともありました。

本來であれば、もう少しビデオを分析して、ここはこうしたらいとか、せっかく撮っているので、それをもう少し先ほどの他の先生がご紹介されたような、やつている様子にコメントをつけて議論するのも本当はできたらいいのでしょうかけれども、ほんのわずかですが、そんなようなことをやつたりもいたしました。

以上が補足ですが、それに加えて何か問題

提起をいうことです、あえて言えば、

こうしたことじやないかと思うんですね。

つまり、ロースクールに求められている役

割というものはいろいろあるのですけれども、その中の1つに、専門家の高度化した

ニーズにも対応できるような人材を育成するということが当てはまると思います。

私の担当する「国際契約交渉」では、何も本当に高度専門的な内容を授業でやらせるのではなくて、むしろそういう場面において必要な基本的な議論をやっているといえます。つまり、国際M&Aなど

司会 どうもありがとうございました。

浜辺 先のほうから浜辺先生、それから河村

先生のコメントも含めてご意見、ご質問があ

りましたとおりです。

参加者 今日のテーマの法学と医学にお

ける共通の課題や相違点について、ずっと

聞きながら考えておりました。最初に出た質問が宮下先生に対する質問で、シミュ

レーションを部分的に使うのか、総合的に

使うのかということは、いまの浜辺先生の

話と重なるんですけれども、あるいは河村

先生のコメントとも関連します。シミュ

レーション教育は、浜辺先生の言われる方

が、その道の人たちにとっては当たり前となりうると思います。医学も法学もそうなんですかね。その中から1年目に撮つて、少しおもしろい議論があつて、2年目のときには全然それが議論されなかつたことがあります。そういうことがあつたので、1回は、去年この部分が実はこういう議論をしましたというのを見せたなどということもありました。

本來であれば、もう少しビデオを分析して、ここはこうしたらいとか、せっかく撮っているので、それをもう少し先ほどの他の先生がご紹介されたような、やつている様子にコメントをつけて議論するのも本当はできたらいいのでしょうかけれども、ほんのわずかですが、そんなようなことをやつたりもいたしました。

以上が補足ですが、それに加えて何か問題提起をいうことです、あえて言えば、こうしたことじやないかと思うんですね。つまり、ロースクールに求められている役割というものはいろいろあるのですけれども、その中の1つに、専門家の高度化したニーズにも対応できるような人材を育成するということが当てはまると思います。

私の担当する「国際契約交渉」では、何も本当に高度専門的な内容を授業でやらせるのではなくて、むしろそういう場面において必要な基本的な議論をやっているといえます。つまり、国際M&Aなど

司会 どうもありがとうございました。

浜辺 先のほうから浜辺先生、それから河村

先生のコメントも含めてご意見、ご質問があ

りましたとおりです。

参加者 今日のテーマの法学と医学にお

ける共通の課題や相違点について、ずっと

聞きながら考えておりました。最初に出た質問が宮下先生に対する質問で、シミュ

レーションを部分的に使うのか、総合的に

使うのかということは、いまの浜辺先生の

話と重なるんですけれども、あるいは河村

先生のコメントとも関連します。シミュ

レーション教育は、浜辺先生の言われる方

向の現代の法実務の専門化に対応するツールとなりうると思います。医学も法学もそうなんですかね。その中から1年目に撮つて、少しおもしろい議論があつて、2年目のときには全然それが議論されなかつたことがあります。そういうことがあつたので、1回は、去年この部分が実はこういう議論をしましたというのを見せたなどということもありました。

本來であれば、もう少しビデオを分析して、ここはこうしたらいとか、せっかく撮っているので、それをもう少し先ほどの他の先生がご紹介されたような、やつている様子にコメントをつけて議論するのも本当はできたらいいのでしょうかけれども、ほんのわずかですが、そんなようなことをやつたりもいたしました。

以上が補足ですが、それに加えて何か問題提起をいうことです、あえて言えば、こうしたことじやないかと思うんですね。つまり、ロースクールに求められている役割というものはいろいろあるのですけれども、その中の1つに、専門家の高度化したニーズにも対応できるような人材を育成するということが当てはまると思います。

私の担当する「国際契約交渉」では、何も本当に高度専門的な内容を授業でやらせるのではなくて、むしろそういう場面において必要な基本的な議論をやっているといえます。つまり、国際M&Aなど

司会 どうもありがとうございました。

浜辺 先のほうから浜辺先生、それから河村

先生のコメントも含めてご意見、ご質問があ

りましたとおりです。

参加者 今日のテーマの法学と医学にお

ける共通の課題や相違点について、ずっと

聞きながら考えておりました。最初に出た質問が宮下先生に対する質問で、シミュ

レーションを部分的に使うのか、総合的に

使うのかということは、いまの浜辺先生の

話と重なるんですけれども、あるいは河村

先生のコメントとも関連します。シミュ

レーション教育は、浜辺先生の言われる方

それに対し、ただそれだけでは法科大学院はやっぱり役割を世の中に果たせないので、パート・パートで先端的なシミュレーション教育もやっていくという、両方が必要なんじゃないかなということを今日の議論の中で感じました。

司会 どうもありがとうございました。他に何かご意見はございますでしょうか。

参加者 私の感覚がちょっとずれているのかなという気があるのですから、一つ意見を申し上げますので、またご批判もいただきたいと思います。私たち戦後50年は、法曹養成制度というやんとしたものがございまして、そこでは先輩からきちっと教えるものは教えてもらって、批判するものは批判してきたということです。例えば、音楽でも、踊りでも、スポーツでも、大工の職人芸でもみんなそうやってきました。

その間、我々は例えば裁判修習でといふと、裁判官4人により修習生4人が4か月通じたトレーニングを受けて、それから検察修習でまた4か月、そして次は弁護士事務所へ行くとそこで1人の修習生に5、6人の弁護士がついて教えてくれてやってきました。そういう意味では全くのOJTではないんですけども、OJTにほんんど近い実務教育をずっとやってきたはずです。ところが、ロースクールのほうに今度は肩代わりになつたとたんに、いまここでいういうシミュレーションが導入されるという。我々の場合は本物を見て、本物の一潮流の先生がその場でやるのを見てきて、それで勉強してきたつもりでした。今日お話を聞きましたら、ロースクールでそれができないためにかわかりませんけれども、これ

が間違いだつたらご批判いただきたいのです。

すけれども、シミュレーションで教育されるという。シミュレーションの価値を私は十分わかっているつもりですし、私も司法研修所でも模擬裁判を自分でつくるし、東弁の修習委員会としてもやっているし、自分の大学のロースクールでもやっています。そういう参加型でなされるロールプレ

イの重要性を私もわかっているつもりなんですけれども、それでもさつきままでという言葉がありましたけれども、やっぱりこれはままごとで、それはOJTとは似て非なのだなということをはっきり言っておかないといけないのではないかと思っています。シミュレーションは本当に教育のツールの1つに過ぎない。座学と比較されたので申しますと、座学から比較すれば、シミュレーションのほうがいいに決まっています。

司会 どうもありがとうございました。それに関連して、ご発言があればお願ひします。

参加者 関連しての質問です。シミュレーションでないといけないことは何なのか。OJTではできないことは何なのかといふことがあります。先程の発言者が指摘された2つの法実務のあります。うちで言うと、先端的な法実務の部分というのは、まだ少し違う部分があるかもしれませんけれども、基本的な法実務の部分で感じるのは、例えば私いまいわゆるローヤリングの講義を持っていて、法律相談ロールプレイをやるわけですが、それは実際のOJTの法律相談と全く似て非なるものだと思うんです。どこが違うかというと、これは医学教育ではまだ少し違うのかかもしれないのですけれども、例えば我々が法律相談のロールプレイをするときに、事前に例えば菅原先生の編集された本とか、あるいは中村先生が書かれたようなり一ガ

けですね。

ところが、シミュレーションの場合は先ほどから聞いていると、どうも学生が議論した後、どこに流れていくのかがよくわからぬので、もう少しOJTの考え方に入つてこないといけないんじゃないかななど。私はシミュレーションというのをOJTとは違つた、似て非なるものであるということを申し上げたい。シミュレーションは利用価値があって、価値が高いものであることはわかるけれども、やはり限界もわきまるということと、それからやはりOJTとのつながりも意識してつくつていかないといけないのではないかということを申し上げたいです。

司会 どうもありがとうございました。それに関連して、ご発言があればお願ひします。

参加者 関連しての質問です。シミュレーションでないといけないことは何なのか。OJTではできないことは何なのかといふことがあります。先程の発言者が指摘された2つの法実務のあります。うちで言うと、先端的な法実務の部分というのは、まだ少し違う部分があるかもしれませんけれども、基本的な法実務の部分で感じるのは、例えば私いまいわゆるローヤリングの講義を持っていて、法律相談ロールプレイをやるわけですが、それは実際のOJTの法律相談と全く似て非なるものだと思うんです。どこが違うかというと、これは医学教育ではまだ少し違うのかかもしれないのですけれども、例えば我々が法律相談のロールプレイをするときに、事前に例えば菅原先生の編集された本とか、あるいは中村先生が書かれたようなり一

ル・カウンセリングの本とかを読みます。

そこには、今までの弁護士の法律相談というが、いかにクライアントの視点から見えたときに権威的であり、非常に大きな問題があつたか、そういうことが菅原先生、中村先生の本には書かれているわけです。

そういうものを見ながら実際にロールプレイをやっていく。我々はこういうふうにやつてきたかも知れないけれど、果たしてそれはクライアントの視点から見たときによかったのかということを学生と一緒にディスカッションをしていく。なので、既存の弁護士はこうやってきたと、こういう踊りの踊り方をちゃんと習いましょうといふのはなくて、そもそももっと別の踊り方があるのでないかということを学生と一緒に考える。これはシミュレーションはシジヤないとできませんし、クリニックでもある程度できますけれども、クリニックよりもシミュレーションのほう

が、そういうディスカッションは非常にやりやすいなと思います。そういう意味で私はシミュレーションというのは、OJTとは異なる独自の価値があるのではないかなど思っているのですけれども、そのあたりに

関して亀井先生なり、あるいはもしかして医学教育の観点でもそういう問題意識があるのかということを伺いたいと思います。

亀井 OJTというのは、やっぱりそこでしか得られないものがあるので、結局のところ、私たちも弁護士としてやってきた場合に何で成長したのかというと、弁護士になつてから実際の事件を取り組んで、その中で失敗もし、いろんな議論もし、成長したという部分が大きいので、それに比べ

ほこのミニュレーションというのはままごとだと言えば、それはおっしゃるどおりなのですよ。

したことというのは、1つは失敗が許されるということがありますよね。いくら失敗してもそこで責任を問われないという、ですから勉強の途上的人がやるのには1つのいい方法であろうと思います。私は、いままで本当に法学の理論教育とOJTとの間で、本当ににか系統だった、あるべき実務家とはどういうことについて、体系だった教育というのがあったのだろうかなという疑問を他方では持っているのです。

つまり、いまだ法曹養成制度、司法修習というのがあつたわけですが、その中ではやっぱり徒弟制度に近い、自分の真似をし、その背中を見てといふ、そういう部分がかなりあって、どうかすると、今までの俺のやり方をどうだ、やってみろといふふうなものですね。そういうものだと、その再生産しかなされないところがあつたように思うわけですね。

非常に大事な視点として、さっきも指摘されていましたが、臟器を見て人間を見なさい医学があつたのと同じで、法律ばかりを見て人間を見ない法律家の方もあるのではないかというふうな気がしていません。私なども司法修習とかいろいろなものを見てきましたけれども、その間、ついぞ本当の意味で法律でなくて人間を見る法律家というのはどうあらねばならないのか、それを試しに自分でやってつかんでいいってみろ、というふうな教育を受けてきた覚えはないわけですね。

どうかすると法律でもって何か解決していくための方法でしかないというか、処理する対象でしかない。事件を持ってくる人でしかないという捉え方にどうしてもなりがちだったような気がするのですね。そういう実務家のあり方になりがちであったのに對して、そうではないあり方を追求していくためには、やっぱりある程度体系だったこういうシミュレーションを使った、単にままごとといえばそののですが、ままごとを超えた法曹のあり方を中身にいっぱい盛り込んだ、できるだけ体系的なものを組み立てるこことによって、次なる時代のよりよい法曹というものが生まれていくのではないかと、そういうふうな意義を感じているのですね。

宮下先生、いまの亀井先生のコメントについて何かござりますでしょうか。

のですが、私の意図とはちょっと違う議論の展開になっているようです。まあごとく

いですね。見よう見まねというのは、日本だけではなく、おそらく世界中でいろいろ

きた教育の伝承のパターンだと思います。まことに、1つの比喩として出したんで

ことが重要かと思います。
シミュレーションというのは、医学の場

難しい、と思います。元はこ出ししたシールを使っての模型、あるいは人形を使ってのショミュレーションがありますね。それから、

ちょっと現実とは若干違う人間を使ったシミュレーション、そして実際の病院の実習での体験、これもどちらかと言えばシミュレーションなんですよね。究極のシミュ

レーションだったと思うんですけどね。つまり、自分自身が独立立ちして医師として活躍するための一環のシミュレーションです。そこではその実習者に医療というものは任せされているわけではありませんし、あくまでもチームの一員として、見学ではますいので、手が動くように、頭が動くようにという訓練の場であって、その主たる治療の選択とか、あるいは治療の中身すべてが任されて

いるわけじゃないんですね。これも1つのシミュレーションだと思います。

そうすると、段階を踏んだシミュレー

ションという話が先ほどありましたけれども、それが1つ実行可能な領域ではあると思うんですね。これが法学、法曹教育の中

で、どのような形態でそういうことが行われるかどうかというのはわからないのですけれども、OJTですか、これもシミュレーション

シといったら、シミュレーションですね。広い意味で言えば。そうなるとその辺のボーダレスなものをいかにそれぞれの利点とい

うのを活用しながらやっていくって、より効率的な教育ができるかということになりますね。

とにかく時間が短い教育課程の中で行うとなると、どこかを切り捨て、どこかをより伸ばしていくことになります。そ

のなかで切り落とされたものは埋蔵教育ですね。とにかくこれは本を読めばいいんだからということで、ほとんど現実的には授業

では教えていない面があります。きわりの輪郭しか教えていません。それが不足し

くるのは、また1つのごういったシミュレーションといいますか、実務教育に走ったときの欠点だと思いますけれども、その欠点も工夫できるような、例えば不足した知識がより明らかにされて、それを理論的なしそういったものを自分で本を読んで調べたといった最低限のことができるようになるのが本来の意味のシミュレーション、あるいは教育といいますか、だと思うんですねけれども。あくまでもシミュレーションというのは、その場その場でより実際の専門職教育に適した方向に行くためのツールであって、目的であってはもちろんいけないという感想を持ちました。

スカラッショングループの総括というような形で、冒頭にご挨拶いただきました久保先生に、日

ジウムの評価という観点からお話をいただけたらと思います。では浜辺先生、お願ひ

浜辺 いろいろとコメントをいただいたた
ことについて、簡単に考え方を申し述べた
いと思います。まず、この問題は、

うのはOJTと全く違うものだという点です。これは、もちろんそういうことをきいていたいのです。なぜ？

おります。要するに、OJTの場合、実際にお金がかかっていたりするわけだけれど、シミュレーションは実際やつ今がうまい

端末にうつら、これはうまいお金のかかうた、場合によつては、すごい損害が生じるかもしねいというような話をしたりしな

がらやっている面があります。ですから、そういう意味で現実に本当にお金がかかります。それは口では言っていますけれど、本当に金がかかっているわけではありませんというところにおいては、大きな違いは確かにあります。そのことを認識しながらやっています。

それからもう一つ、やっぱり総合的・統合的なビジネス全体を見るというような形でやっています。つまり、これは教員の問題意識だとか発問の仕方によって、これは変わってくると思うんですね。当然、向こうのアメリカ側の教員も私も、やはりそういう問題意識も持ちながら進めています。つまり、題材そのものは先端的なんですが、それを使って何を教育しているかというと、結局それはかなり具体的なものであったり、一般性、汎用性のあるものではないかと思います。また、そのような問題意識を持っているからこそ、教員がある意味では1つのプロとして成り立っているという面もあるのではないかという感じがいたしました。

司会 どうもありがとうございました。久保先生、どうもありがとうございます。久保先生によると、久保先生は、長い時間になりますして、先生方もお疲れかもしれません。今日は、冒頭第1部で、菅原先生にデータベースのご紹介をいただきました。教材を共有しながら、教材を育していくというお話をでした。宮下先生からは、医学教育の現場でのシミュレーションの活用についてお話を聞いていただきました。異なる分野のご苦労を大変新鮮にうかがいましたが、驚くほど法学教育と似

ているところがあることに驚きました。

何百万円もする人体模型を使ってトレーニングすることを知り、菅原先生からお話をいただいた教材のデータベースは何百万円、何千万円の模型に相当するものだということに気がつきました。

第2部では、亀井先生からバーチャル・ローフームのシステムのご紹介と、模擬依頼者の活用のご紹介をいただきました。浜辺先生には、ワシントン大学との間での契約交渉のシミュレーションという、法律実務でわくわくするお話を伺いました。

私は、今日久しぶりに大学に来てみたのですが、大隈講堂前を通ってふと自分の法医学部に入ったときのことを思い出しました。私は、兄が1人いまして、工学部を出てエンジニアをしていますが、学生時代は実験室に入りびたっていました。私は大手入ってみたら法医学部に実験室がないことを知り驚いたことがあります。法律事務所を開いたときも、まだコンピューターございませんでしたから、コピーと電話器だけでは仕事ができる。生産設備がいらないなどというふうに思つたことでした。

今日の話を伺つて、法律学の世界も実験室というのがあり得るということを知りました。学生のときに社会科学は実験がないんだと習つたのですが、シミュレーションというものを使うと、文字通り実験ができることがわかりました。実験をすることによって、その成果をフィードバックしてより良いものをこしらえることができる。それは、教育だけではなく法医学をしていく面でも活用できるというようなことに気づきました。

教育の手法として、書物を読んで、講義

を聴いて、仕事をしながら先輩の技を盗み見るようなことではなくて、シミュレーションを自ら体験して、それに参加をしながら知識や技術を身につけ、さらには倫理観も身体で学んでいくということができると思いました。

今日はそのような手法の有用性を知ることができて、大変価値があった1日だなと思いました。簡単ですが以上でまとめさせていただきます。ありがとうございました。

司会 久保先生、どうもありがとうございました。皆さん、本当に長時間議論に参加していただきましてありがとうございます。本日のシンポジウムの主催者である科研費臨床法医学グループは、早稲田大学臨床法医学研究所の研究員を中心として、来年度、臨床教育と伝統的な司法修習との関係を、研究の柱として活動を進めていくと思っています。本日のテーマとしましたシミュレーション教育は司法修習との関係ではどのように位置づけられるのか、あるいは先ほど話題になりましたOJTとリーガル・クリニックでの臨床教育とはどのように違うのか、などについても扱うことになると思います。来年の今頃は、臨床法医学教育と司法修習というようなテーマでシンポジウムを開催することになるかも知れません。そのときには、本日のご報告と議論の成果を盛り込んでゆきたいと思います。本日ご参加いただいた聴衆の方々にも、ご報告をお願いすることもあるかと存じます。皆様には、是非、今後とも宜しくご協力をお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

国際M&Aをめぐる模擬契約交渉のシミュレーション
—早稲田大学と外国日本スクールの連携と先端IIの活用—

卷之三

早稲田大学
浜辺 陽一郎

◆ 概要

早稲田大学ロースクールは、ワシントン大学ロースクールと同時期により、国際M&Aの取引における交渉プロセスを通じて 契約のまとめ方、各種法律問題（会社法、契約法その他の基本的事項、日米比較）の検討、交渉の仕方から、契約書にそれを落とし込んでいくための技能を学習・検討する講座を開講している。この現状と課題について、報告する。

◆ 講義の内容と進行

本講座は、例年4月から5月までは海外のロースクールとの提携により米国シリコンバレー大学ロースクールの教員と学生との対話、意見交換を英語のみで行うことを予定し、予定通り実践した。既に、2006年度と2007年度に実施し、2008年度に3年目を予定している。

◆他の授業との関連

バック・グラウンドとしては、会社法（特に事業再編の部分）と民法の財産権法ないし知的財産権法など国際取引実務に関する基礎的な知識を幅広く学ぶので、関連する科目は数多くあるが、それらについて事前に習得している必要はないものとなっている。

国際私法の基本的な知識を有していることや、英米法に対するある程度の基礎的な理解を有していることは望ましいが、不可欠ではなく、授業で議論することが予定されている。

海外のロースクールとの提携により米国ロースクールの学生との意見交換を行うことを予定しており、この対応を可能とする必要上、「国際取引実務の基礎」を既習した者またはそれと同等の能力のある者、英語で対話する能力が十分にある者が望ましい。

しかし、それでは十分な人数の学生が集まらないので、必ずしもこれらは要件とはしないものとしている。

本講座に出席する学生は、あらかじめ教場で取り上げるトピックについての資料を配布し、検討課題を出すことになっており、その準備をしていくことになる。そ

が多かった

こうした事前の準備により、英語力の不足をある程度補充することも期待される。

第1回	国際契約交渉のポイントと秘密 保持契約の交渉、本取引の概要	第7回	本契約の交渉（その3）その他 の条項
第2回	M&Aの基本的構造に関する交 換	第8回	付随契約の交渉

第3回	渉 基本合意書(1.01)の交渉 ～相手方の説教と自己表現	第9回	～M&A後の取引実務 国際契約交渉の実務
-----	-------------------------------------	-----	-------------------------

引契約の交渉
諸問題(フォロ

管轄・準拠法など	第10回	残された課題の検証と確認
デュー・リジエンス項目の交渉	第11回	法律意見書の作成等の諸問題と 国際契約交渉の継続ため
本契約の交渉(その1) レプ・		

第6回 本契約の交渉（その2）買収金額交渉

の他は授業時に随時紹介していくことになっている。

◆ 成績評価

成績は、教場での討議参加に対する評価(平常点)及び授業でのパフォーマンス(発言)によるものとし、最終レポートとして、本講座において学んだことをまとめてもらう形にしている。学期末に教場試験は行なっていない。

◆ 受講要件

本講座においては、ある程度の法律用語を含んだ英語を使えることが求められるが、本人の勇気と意欲と努力次第としている。本科目を受講する前に国際私法、外国法(英米法)を既習した者またはそれと同等の能力ある者であることも望ましいが、要件を高くすると受講にくくなる点を懸念している。

◆ メリット

- 1 英語での交渉を、ネイティブのロースクール学生を相手に体験できる。
- 2 自由に質問・議論ができ、思い切った思考が許される。
- 3 少人数であるため、密度の高い学習ができる。
- 4 近時二~三の高いM&A、国際契約交渉の実務の基本が習得できる。
- 5 会社法、契約法、民事訴訟法、国際私法などの実社会における活用方法、業務上の問題点が体系的に学習できる。
- 6 学生自身が主体となって交渉を進行させて、学習進度に応じた授業が行われる。(場合によっては高度な内容ともなるし、基本的な学習ともなりうる)
- 7 日米間の交渉スタイル、法律の違い、法文化の違いを交渉を通じて体験できる。

◆ 問題点

- 1 学生が集まりにくい。
- 2 負担が重いと考えられている。
- 3 学生の負担の程度は、どの程度の人数の学生が参加するかによるから、できるだけ多数の学生の挑戦を期待しているが、大勢の学生を集めることはできておらず、この点は今後の課題となっている。
- 4 英語による対話が難しか、法的分析能力が弱いか、いずれかの理由により、理想的な交渉にはなりにくい。
- 5 実務のイメージがつかみにくい場合や、前提知識・経験が不足していると、授業前の学習に多くの時間が必要となる。

◆ 受講者への要望

特に前半の演習運営においては、英語だけでコミュニケーションを図ることが求められるので、積極的に勇気をもって対話してほしいと呼びかけている。
議論への積極的な参画と貢献を期待しているが、実質的な議論になるかは、その時々のメンバーによる。
実務についてからは滅多に体験できない自由な発想による議論ができるので、今後の活用が期待される。